

お知らせ

民事部（破産再生係）の，緊急事態宣言の対象期間中の事務等は，以下のとおりとさせていただきます。

ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 新件の申立てについて

申立ての受付はいたしますが，緊急性のある事件以外は，処理を停止します。緊急性のある事件については，申立ての際，その事情をご説明下さい。

2 破産事件の債権者集会及び免責審尋期日

5月15日までの破産事件の債権者集会及び免責審尋期日は，延期しますので，5月14日の期日は，関係者の方々は裁判所にお越しになる必要はありません。

延期後の次回期日については，別表をご覧ください。

3 連絡先電話番号

破産再生係 0166-51-6134 0166-30-1007 0166-51-6144

(別表)

破産事件の債権者集会及び免責審尋期日の延期後の次回期日について

破産事件の債権者集会及び免責審尋期日については、下記のとおり延期します。延期後の次回期日の時間・場所は指定済みの期日と同じです。

記

1 債権者集会

(指定済みの期日)

(延期後の次回期日)

5月14日(木)

→

8月6日(木)

2 免責審尋期日

(指定済みの期日)

(延期後の次回期日)

5月14日(木)

→

7月1日(水)